

関係法令等

- 国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）（抄）
- 国土審議会令（平成十二年政令第二百九十八号）
- 国土審議会運営規則
- 水資源開発分科会における部会設置要綱
- 社会資本整備審議会令（平成十二年政令第二百九十九号）
- 社会資本整備審議会運営規則
- 社会資本整備審議会河川分科会運営規則

○国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）（抄）

第三章 本省に置かれる職及び機関

第二節 審議会等

第一款 設置

第六条 本省に、次の審議会等を置く。

国土審議会

社会資本整備審議会

交通政策審議会

運輸審議会

2 （略）

第二款 国土審議会

（所掌事務）

第七条 国土審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国土交通大臣の諮問に応じて国土の利用、開発及び保全に関する総合的かつ基本的な政策について調査審議すること。
- 二 国土形成計画法（昭和二十五年法律第二百五号）、国土利用計画法、首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）、首都圏近郊緑地保全法（昭和四十一年法律第百一号）、近畿圏整備法（昭和三十八年法律第百二十九号）、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和三十九年法律第百四十五号）、近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和四十二年法律第百三号）、中部圏開発整備法（昭和四十一年法律第百二号）、中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律（昭和四十二年法律第百二号）、北海道開発法（昭和二十五年法律第百二十六号）、土地基本法（平成元年法律第八十四号）、地価公示法、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）、国土調査促進特別措置法（昭和三十七年法律第百四十三号）、水資源開発促進法（昭和三十六年法律第百十七号）、低開発地域工業開発促進法（昭和三十六年法律第百十六号）及び豪雪地帯対策特別措置法の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

（組織）

第八条 国土審議会は、次に掲げる者につき国土交通大臣が任命する委員三十人以内で組織する。

- 一 衆議院議員のうちから衆議院が指名する者 六人
- 二 参議院議員のうちから参議院が指名する者 四人
- 三 学識経験を有する者 二十人以内

- 2 前項第三号に掲げる者につき任命される委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員は、非常勤とする。

(会長)

第九条 国土審議会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、国土審議会を代表する。
- 3 国土審議会は、あらかじめ、会長に事故があるときにその職務を代理する委員を定めておかなければならない。

(特別委員)

第十条 特別の事項を調査審議させるため、国土審議会に特別委員を置くことができる。

- 2 特別委員は、国会議員、当該特別の事項に関係のある地方公共団体の長及び議会の議長並びに当該特別の事項に関し学識経験を有する者のうちから、国土交通大臣が任命する。
- 3 特別委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 第八条第四項の規定は、特別委員に準用する。

(資料提出の要求等)

第十一条 国土審議会は、その所掌事務を処理するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長その他の関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(政令への委任)

第十二条 この款に定めるもののほか、国土審議会の組織及び所掌事務その他国土審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

第三款 社会資本整備審議会

第十三条 社会資本整備審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国土交通大臣の諮問に応じて不動産業、宅地、住宅、建築、建築士及び官公庁施設に関する重要事項を調査審議すること。
- 二 前号に規定する重要事項に関し、関係行政機関（不動産業及び宅地に関する事項にあっては国土交通大臣、官公庁施設に関する事項にあっては関係国家機関）に意見を述べること。
- 三 津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）、交通政策基本法

(平成二十五年法律第九十二号)、土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)、公共用地の取得に関する特別措置法(昭和三十六年法律第百五十号)、建設業法、宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和三十六年法律第百九十一号)、都市計画法(昭和四十三年法律第百号。大規模災害からの復興に関する法律(平成二十五年法律第五十五号)第四十二条第四項及び第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、都市農業振興基本法(平成二十七年法律第十四号)、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(昭和四十一年法律第一号)、明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法(昭和五十五年法律第六十号)、河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)、住生活基本法(平成十八年法律第六十一号)、住宅地区改良法(昭和三十五年法律第八十四号)第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる公営住宅法の一部を改正する法律(平成八年法律第五十五号)の規定による改正前の公営住宅法(昭和二十六年法律第百九十三号)、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号)、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成二十七年法律第五十三号)の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

四 前項に定めるもののほか、社会資本整備審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他社会資本整備審議会に関し必要な事項については、政令で定める。

附 則 (抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日〔平成十三年一月六日〕から施行する。ただし、附則第六条の規定は、公布の日から施行する。

(国土審議会の所掌事務の特例)

第五条 国土審議会は、第七条各号に掲げる事務をつかさどるほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

期 限	法 律
令和七年三月三十一日	山村振興法
	半島振興法
令和九年三月三十一日	特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法
令和十五年三月三十一日	離島振興法

(社会資本整備審議会の所掌事務の特例)

第七条 社会資本整備審議会は、第十三条第一項各号に掲げる事務をつかさどるほか、日本道路公団等民営化関係法施行法（平成十六年法律第百二号）の施行の日から四月（同法第三十条第十項の規定により当該期間が延長された場合にあつては、当該延長後の期間）を経過するまでの間、同法の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

○国土審議会令（平成十二年政令第二百九十八号）

（専門委員）

第一条 国土審議会（以下「審議会」という。）に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、国土交通大臣が任命する。

3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

（分科会）

第二条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げる法律の規定により審議会に属させられた事項を処理することとする。

名 称	法 律 の 規 定
土地政策分科会	国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第十三条第二項
	土地基本法（平成元年法律第八十四号）第十条第三項及び第十九条
	地価公示法（昭和四十四年法律第四十九号）第二十六条の二
	国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十二条
	国土調査促進特別措置法（昭和三十七年法律第百四十三号）第三条第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）
北海道開発分科会	北海道開発法（昭和二十五年法律第百二十六号）第四条
水資源開発分科会	水資源開発促進法（昭和三十六年法律第二百十七号）第三条第一項、第四条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）並びに第六条第一項及び第二項
豪雪地帯対策分科会	豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第二条第一項及び第二項、第三条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）並びに第五条

2 前項の表の上欄に掲げる分科会に属すべき委員及び特別委員は、国土交通大臣が指名する。

3 分科会に属すべき専門委員は、会長が指名する。

4 分科会に、分科会長を置く。分科会長は、当該分科会に属する委員のうちから当該分科会に属する委員及び特別委員がこれを選挙する。

5 分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。

6 分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員又は特別委員のうちから分科会

長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

7 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(部会)

第三条 審議会及び分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員、特別委員及び専門委員は、会長（分科会に置かれる部会にあっては、分科会長）が指名する。

3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員及び特別委員の互選により選任する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員又は特別委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(幹事)

第四条 審議会に、幹事を置く。

2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、国土交通大臣が任命する。

3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。

4 幹事は、非常勤とする。

(議事)

第五条 審議会は、委員及び議事に関係のある特別委員の二分の一以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある特別委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前二項の規定は、分科会及び部会の議事に準用する。

(庶務)

第六条 審議会の庶務は、国土交通省国土政策局総務課において総括し、及び処理する。ただし、次の表の上欄に掲げる分科会に係るものについては、それぞれ同表の下欄に掲げる課において処理する。

分 科 会	課
土地政策分科会	国土交通省不動産・建設経済局土地政策課
北海道開発分科会	国土交通省北海道局総務課
水資源開発分科会	国土交通省水管理・国土保全局水資源部水資源政策課
豪雪地帯対策分科会	国土交通省国土政策局地域振興課

(雑則)

第七条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日〔平成十三年一月六日〕から施行する。

(分科会の特例)

第二条 審議会に、第二条第一項の表の上欄に掲げる分科会のほか、次の表の期限の欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の分科会の欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の法律の規定の欄に掲げる法律の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理することとし、これらの分科会の庶務は、それぞれ同表の課の欄に掲げる課において処理する。この場合において、同条第二項中「前項の表の上欄」とあるのは、「前項の表の上欄及び附則第二条第一項の表の分科会の欄」と読み替えるものとする。

期 限	分科会	法律の規定	課
令和七年三月三十一日	山村振興対策分科会	山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項及び第二十二條	国土交通省国土政策局地域振興課
令和九年三月三十一日	特殊土壌地帯対策分科会	特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）第二条第一項、第三条第一項及び第五条	国土交通省国土政策局地域振興課
令和十五年三月三十一日	離島振興対策分科会	離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項、第三条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）及び第二十一条	国土交通省国土政策局離島振興課

2 前項の場合において、山村振興対策分科会及び特殊土壌地帯対策分科会の庶務は、農林水産省農村振興局農村政策部地域振興課の協力を得て処理するものとする。

3 離島振興対策分科会については、令和五年三月三十一日までの間、第一項の表令和十五年

三月三十一日の項中「第二十一条」とあるのは、「第二十一条並びに離島振興法の一部を改正する法律（令和四年法律第九十二号）附則第二条第一項の規定によりその規定の例によることとされた同法による改正後の離島振興法第三条第三項」とする。

○国土審議会運営規則

(趣旨)

第一条 国土審議会（以下「審議会」という。）の議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）及び国土審議会令（平成十二年政令第二百九十八号）に規定するもののほか、この規則の定めるところによる。

(招集)

第二条 審議会の会議は、会長（会長が選任されるまでは、国土交通大臣）が招集する。

2 前項の場合においては、委員並びに議事に関係のある特別委員及び専門委員に対し、あらかじめ、会議の日時、場所及び調査審議事項を通知しなければならない。

(書面による議事)

第三条 会長は、やむを得ない理由により審議会の会議を開く余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員及び議事に関係のある特別委員に送付し、その意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって審議会の議決に代えることができる。

(会議の議事)

第四条 会長は、審議会の会議の議長となり、議事を整理する。

2 会長は、審議会の会議の議事について、議事録を作成する。

(議事の公開)

第五条 会議又は議事録は、速やかに公開するものとする。ただし、特段の理由があるときは、会議及び議事録を非公開とすることができる。

2 前項ただし書の場合においては、その理由を明示し、議事要旨を公開するものとする。

3 前二項の規定にかかわらず、会議、議事録又は議事要旨の公開により当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあるときは、会議、議事録又は議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができる。

(分科会への意見聴取)

第六条 会長は、審議会の議決に関し、必要があると認めるときは、関係する分科会（第七条第一項の付託に係る分科会の上申について議決を行う場合には、当該分科会を除く。）に意見を聴くものとする。

(分科会)

第七条 会長は、分科会の所掌事務に関して諮問を受けた場合には、調査審議事項を当該分科会に付託するものとする。ただし、やむを得ない理由により分科会に付託することができないときは、この限りでない。

- 2 分科会の議決は、会長の同意を得て、審議会の議決とする。
- 3 会長は、前項の議決に関し、国土の利用、開発及び保全に関する総合的かつ基本的な政策又は他の分科会の所掌事務との調整を必要とすると認める場合を除き、同項の同意をするものとする。
- 4 会長は、第二項の同意をしたときは、必要に応じて、当該同意に係る議決を審議会に報告するものとする。
- 5 第二条から第五条までの規定は、分科会の議事に準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「分科会長」と、第二条第一項中「国土交通大臣」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。

(部会)

第八条 会長（分科会に置かれる部会にあつては分科会長）は、必要があると認める場合には、調査審議事項を部会に付託することができる。

- 2 第二条から第五条までの規定は、部会の議事に準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「部会長」と、第二条第一項中「国土交通大臣」とあるのは「審議会に置かれる部会にあつては会長、分科会に置かれる部会にあつては分科会長」と読み替えるものとする。

(雑則)

第九条 この規則に定めるもののほか、審議会、分科会又は部会の議事の手続その他審議会、分科会又は部会の運営に関し必要な事項は、それぞれ会長、分科会長又は部会長が定める。

附則（平成十三年三月十五日国土審議会決定）

この規則は、平成十三年三月十五日から施行する。

附則（平成十七年十二月十六日国土審議会決定）

改正後のこの規則は、総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成十七年政令第三百七十五号）の施行の日から施行する。

水資源開発分科会における部会設置要綱

平成 13 年 8 月 21 日
第 1 回水資源開発分科会決定

(設置)

1. 国土審議会令（平成 12 年政令第 298 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、水資源開発分科会（以下「分科会」という。）に利根川・荒川部会、豊川部会、木曽川部会、淀川部会、吉野川部会、筑後川部会、調査企画部会及び流域総合水管理のあり方検討部会（以下「各部会」という。）を置く。

(任務)

2. 利根川・荒川部会は利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画（以下「基本計画」という。）について、豊川部会は豊川水系における基本計画について、木曽川部会は木曽川水系における基本計画について、淀川部会は淀川水系における基本計画について、吉野川部会は吉野川水系における基本計画について、筑後川部会は筑後川水系における基本計画について、調査企画部会は各水系の基本計画に共通する事項等について、流域総合水管理のあり方検討部会は流域治水・水利用・流域環境の取組の効果を最大化する流域総合水管理のあり方について調査審議し、その結果を分科会に報告する。

(庶務)

3. 各部会の庶務は、国土交通省水管理・国土保全局水資源部水資源政策課において処理する。

(雑則)

4. この要綱に定めるもののほか、各部会の議事及び運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要綱は平成 13 年 8 月 21 日から施行する。

附 則

この要綱は令和 7 年 1 月 10 日から施行する。

○社会資本整備審議会令（平成十二年政令第二百九十九号）

（所掌事務）

第一条 社会資本整備審議会（以下「審議会」という。）は、国土交通省設置法（以下「法」という。）第十三条第一項及び附則第七条に規定する事務をつかさどるほか、陸上交通事業調整法（昭和十三年法律第七十一号）第二条第一項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

（組織）

第二条 審議会は、委員三十人以内で組織する。

- 2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

（委員等の任命）

第三条 委員は、学識経験のある者のうちから、国土交通大臣が任命する。

- 2 臨時委員は、学識経験のある者並びに当該特別の事項に関係のある地方公共団体の長及び議会の議員のうちから、国土交通大臣が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、国土交通大臣が任命する。

（委員の任期等）

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
- 5 委員、臨時委員及び専門委員（以下「委員等」という。）は、非常勤とする。

（会長）

第五条 審議会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、審議회를代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(分科会)

第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名称	所掌事務
公共用地分科会	土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）及び公共用地の取得に関する特別措置法（昭和三十六年法律第百五十号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
産業分科会	一 法第十三条第一項第一号及び第二号に掲げる事務（不動産業に関するものに限る。）をつかさどること。 二 建設業法（昭和二十四年法律第百号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
住宅宅地分科会	一 法第十三条第一項第一号及び第二号に掲げる事務（宅地及び住宅に関するものに限る。）をつかさどること。 二 住生活基本法（平成十八年法律第六十一号）及び住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる公営住宅法の一部を改正する法律（平成八年法律第五十五号）の規定による改正前の公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
都市計画・歴史的風土分科会	宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）、都市計画法（昭和四十三年法律第百号。大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）第四十二条第四項及び第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、都市農業振興基本法（平成二十七年法律第十四号）、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）及び明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（昭和五十五年法律第六十号）の規定により、並びに陸上交通事業調整法の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
河川分科会	津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）第三条第三項（同条第二項第二号、第三号及び第五号に掲げる事項に係る部分に限り、同条第五項において準用する場合を含む。）及び第八条第五項（同条第六項において準用する場合を含む。）、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）並びに土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
道路分科会	道路法（昭和二十七年法律第百八十号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
建築分科会	一 法第十三条第一項第一号及び第二号に掲げる事務（建築、建築士及び官公庁施設に関するものに限る。）をつかさどること。

	二 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
--	--

- 2 前項の表の上欄に掲げる分科会に属すべき委員等は、国土交通大臣が指名する。
- 3 分科会に、分科会長を置き、当該分科会に属する委員の互選により選任する。
- 4 分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。
- 5 分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

（部会）

第七条 審議会及び分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 審議会に置かれる部会に属すべき委員等は、会長が指名する。
- 3 分科会に置かれる部会に属すべき委員等は、当該分科会に属する委員等の中から、分科会長が指名する。
- 4 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。
- 5 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 6 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 7 審議会（分科会に置かれる部会にあつては、分科会。以下この項において同じ。）は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

（幹事）

第八条 審議会に、幹事を置く。

- 2 幹事は、関係行政機関の職員の中から、国土交通大臣が任命する。
- 3 幹事は、審議会の所掌事務のうち、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法及び明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法の規定によりその権限に属させられた事項について、委員及び臨時委員を補佐する。
- 4 幹事は、非常勤とする。

（議事）

第九条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の三分の一以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

- 3 前二項の規定は、分科会及び部会の議事に準用する。この場合において、第一項中「三分の一」とあるのは「三分の一（分科会にあつては国土交通大臣、審議会に置かれる部会にあつては会長、分科会に置かれる部会にあつては分科会長が三分の一を超える定足数を定めたときは、当該定足数）」と、前項中「会長」とあるのは「分科会にあつては分科会長、部会にあつては部会長」と読み替えるものとする。

（資料の提出等の要求）

第十条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

（庶務）

第十一条 審議会の庶務は、国土交通省総合政策局総務課において総括し、及び処理する。

ただし、公共用地分科会、産業分科会、住宅宅地分科会、都市計画・歴史的風土分科会、河川分科会、道路分科会及び建築分科会に係るものについては、次項から第八項までに定めるところにより処理する。

2 公共用地分科会の庶務は、国土交通省不動産・建設経済局総務課において処理する。

3 産業分科会の庶務は、国土交通省不動産・建設経済局建設業課において総括し、及び処理する。ただし、不動産業に関する重要事項に係るものについては、国土交通省不動産・建設経済局不動産業課において処理する。

4 住宅宅地分科会の庶務は、国土交通省住宅局総務課において総括し、及び処理する。ただし、宅地に関する重要事項に係るものについては、国土交通省不動産・建設経済局総務課において処理する。

5 都市計画・歴史的風土分科会の庶務は、国土交通省都市局総務課において処理する。

6 河川分科会の庶務は、国土交通省水管理・国土保全局総務課において処理する。

7 道路分科会の庶務は、国土交通省道路局総務課において処理する。

8 建築分科会の庶務は、国土交通省住宅局建築指導課において総括し、及び処理する。ただし、官公庁施設に関する重要事項に係るものについては、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課において処理する。

（雑則）

第十二条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

○社会資本整備審議会運営規則

(趣旨)

第一条 社会資本整備審議会（以下「審議会」という。）の議事の手続きその他審議会の運営に関し必要な事項は、社会資本整備審議会令に規定するもののほか、この規則の定めるところによる。

(会議の招集)

第二条 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、審議会を招集するときはあらかじめ、会議の日時、場所及び審議事項を委員、当該議事に関係のある臨時委員及び専門委員（以下「委員等」という。）に通知する。

(書面による議事)

第三条 会長は、やむを得ない事由により審議会の会議を開く余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員及び当該議事に関係のある臨時委員に送付し、その意見を徴し又は賛否を問い、その結果をもって審議会の議決に代えることができる。

(議長)

第四条 会長は、議長として審議会の議事を整理する。

(委員等以外の者の出席)

第五条 会長は、必要があると認めるときは、委員等以外の者に対し、審議会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

(議事録)

第六条 審議会の議事については、議事録を作成するものとする。

(議事の公開)

第七条 会議又は議事録は、速やかに公開するものとする。ただし、特段の理由があるときは、会議及び議事録を非公開とすることができる。

2 前項ただし書きの場合においては、その理由を明示し、議事要旨を公開するものとする。

3 前二項の規定にかかわらず、会議、議事録又は議事要旨の公開により当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあるときは、会議、議事録又は議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができる。

(分科会)

第八条 会長は、必要があると認めるときは、調査審議事項を分科会に付託することができる。

- 2 分科会の議決は、会長が適当であると認めるときは、審議会の議決とすることができる。
- 3 分科会の議事においては、第二条から前条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「分科会」、「会長」とあるのは「分科会長」と読み替えるものとする。

(部会)

第九条 審議会又は分科会は、部会を置くことができる。

- 2 会長（分科会に置かれる部会にあっては分科会長。次項において同じ。）は、必要があると認めるときは、調査審議事項を部会に付託することができる。
- 3 部会の議決は、会長が適当であると認めるときは、審議会（分科会におかれる部会にあっては分科会。）の議決とすることができる。
- 4 部会の議事においては、第二条から第七条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「部会」、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(雑則)

第十条 この規則に定めるもののほか、審議会、分科会又は部会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項は、それぞれ会長、分科会長又は部会長が定める。

附 則

この規則は、平成十三年二月二十七日から施行する。

○社会資本整備審議会河川分科会運営規則

社会資本整備審議会運営規則第十条の規定に基づき、社会資本整備審議会河川分科会運営規則を次のとおり定める。

(小委員会の設置)

第一条 河川分科会長は、必要があると認めるときは、小委員会を設置して調査審議させることができる。

2 小委員会の議決は、河川分科会長が適当と認めるときは、河川分科会の議決とすることができる。

(小委員会の委員)

第二条 小委員会に属すべき委員等(社会資本整備審議会令(平成十二年六月七日政令第二百九十九号)第四条第五項の「委員等」をいう。以下同じ。)は、河川分科会に属する委員等のうちから、河川分科会長が指名する。

(委員長)

第三条 小委員会に、委員長を置き、当該小委員会に属する委員等のうちから、河川分科会長が指名する。

2 小委員会は、委員長が招集する。

3 委員長は、小委員会を招集するときは、あらかじめ、会議の日時、場所及び調査審議事項を当該小委員会に属する委員等に通知する。

4 委員長に事故があるときは、当該小委員会に属する委員等のうちから河川分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

5 委員長は、調査審議を終了したときは、速やかに調査審議結果を河川分科会長に報告するものとする。

(議事)

第四条 小委員会は、委員等の三分の一以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 小委員会の議事は、委員等で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 小委員会の議事については、社会資本整備審議会運営規則第四条から第七条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「委員長」と、「審議会」とあるのは「小委員会」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成十三年九月十九日から施行する。

附 則

この規則は、平成二十二年十月二十九日から施行する。